

ねうとわーく芦屋



発行日 令和7年12月11日
 発行者 芦屋町商工会
 TEL 093-222-2111
 FAX 093-222-1201
 E-Mail:ashiya@shokokai.ne.jp
<https://ashiyahoko.com>

新規会員事業所のご紹介

去る10月30日(木)に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

(※敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
行政書士わたべ事務所 渡部 千津	正門町 1-4	サービス業

税理士による無料相談会開催のお知らせ☆☆

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。節税対策や電子帳簿保存法等、なんでもご相談ください。

相談は無料です。

お申し込みは事前に商工会(☎222-2111)へ
担当:橋本、塩川まで

◇日 時: 12月25日(木)
1月8日(木)、15日(木)、23日(金)

※時間はいずれも10時~16時です。

◇講 師: 小林 香織 税理士



商品券換定期限のお知らせについて

事業所の皆様には、日頃より商品券事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

「にこにこ商品券」の使用期限が令和8年1月17日(土)までとなっております。

換定期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金を行いません。

なお、商品券の換定期限は**令和8年1月30日(金)**までとなっております。

つきましては、期限内に速やかに換金手続きをお願いいたします。



年末年始休館のお知らせ

商工会は、**令和7年12月27日(土)~令和8年1月4日(日)**まで休館いたします。年内最後の商品券の換定期限は12月26日(金)の10時~16時迄です。

また、年明けは1月6日(火)10時より換金業務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。



新春賀詞交歓会の開催について

毎年、開催しております『新春賀詞交歓会』につきまして、今年は趣向を変えて行います。

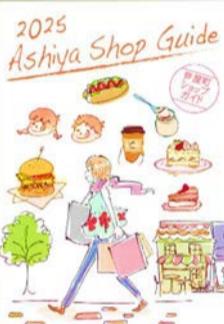
お忙しいところ恐縮ですが、是非ご参加くださいようお願いいたします。

※詳細は、別紙資料をご覧ください

会員紹介ツール!!

商工会について 会員向け 商工会の活用 会員事業所 お問い合わせ

ホームページの会員事業所ページを更新しました。検索機能や業種別で大変見やすくなっています。



商業部会員が町内外問わず、たくさんのお店を知ってほしい・訪れてほしいとの願いから「Ashiya Shop Guide」を作成しました。
活用していただけます。



デジタルサイネージでも事業所のPRが出来ます。

最低賃金改定のお知らせ

令和7年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 1,057円	令和7年 11月16日
特定最低賃金		
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,176円	令和7年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,137円	令和7年 12月10日
輸送用機械器具製造業	1時間 1,147円	令和7年 12月10日
百貨店、総合スーパーマーケット	1時間 1,065円	令和8年 2月1日
自動車(新車)小売業	1時間 1,131円	令和7年 12月10日

これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間1,057円)が適用されます。

最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

最低賃金には精勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室

☎ 092-411-4578

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

木造飲食店等が密集する地域での火災予防について

県内でも、火災が多く発生しております。

冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。「火をつけたままその場を離れない」「設備や器具等は定期的に点検を行う」など、今一度、店舗の防火対策を見直しましょう。



「ファミリーフィッシング in アクアシアン」が開催されました！

11月23日（日）に芦屋海浜公園レジャーポールで「ファミリーフィッシング in アクアシアン」が開催されました。

このイベントは、3,500匹のニジマスをプールに放ち、子供たちに釣り体験をしてもらうというものです。釣った魚はその場で、捌いて焼くこともできます。

芦屋町商工会青年部は、BBQコーナーと射的やサメ釣りなどのアトラクションを企画・運営を行いました。

当日は天気にも恵まれ、青空のもと約2,000人を超える来場者の方々に、釣りやアトラクションを満喫していただきました。



会員インタビュー

今回は山鹿で食品等のネット通販業を営む『株式会社 ゼロプラス』代表の須河内美紀さんにお話を伺いました。

株式会社 ゼロプラス（店舗名：朝ごはん本舗）
須河内 美紀様
平成24年 創業

須河内さんは、商工会加入直後より、様々な相談を通じて商工会を活用してこられました。コロナ禍において、通販業界における市場が大きく変化したことから、自社製品を持つことの重要性を痛感。以来、自社製品の製造を強化してこられました。幅広い販路開拓を行う上で、今回、補助金を活用して海外展開を行うことになりました。

“初” 海外にて

海外進出については、昨年から商工会さんへ相談しておりました。

今回、国の伴走型補助金による後押しをいただけたことで、シンガポールでの商談会「Food Japan2025」への挑戦が実現しました。

現地で得る情報は、日本で調べる内容とは全く違い、“その場で感じる温度”が大きな学びとなりました。

商談はスピード感があり、その場での判断力や交渉力が必須ですが、最後はやっぱり人と人とのつながり。そこは日本と同じだと実感しました。

武谷指導員のサポートも心強かったです。

来年は、台湾・フランス・香港・アメリカへ積極的に展開予定です。

引き続き商工会さんのお力を頂きながら、挑戦を続けてまいります。



ホームページ



Instagram

合理的配慮の義務化から1年。共生社会の実現へ

令和6年4月1日の改正障害者差別解消法施行から1年が経ちました。この法改正により、民間企業での障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化され、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた取り組みがより一層求められています。

障害者差別解消法の主なポイント

この法律は、行政機関や民間企業・事業者に対し、以下の2つのこと求めています。

項目	内容	具体例
不当な差別的取扱いの禁止	障がいを理由に、正当な理由なくサービス提供の拒否や制限、障がいのない人にはない条件をつけることを禁止します。	車いす利用を理由に飲食店への入店を拒否する、盲導犬の同伴を理由に宿泊を断る、聴覚障がいを理由に契約を締結しないことなど。
合理的配慮の提供	障がいのある方が社会のバリアを取り除くために配慮を求めた際、過度な負担にならない範囲で適切に対応します。	段差解消のサポート、筆談やコミュニケーションボードの活用、手続き方法の柔軟な調整、ルールの一部変更など。

経営層のコミットメントが重要

ある民間会社の調査によると、障害者差別解消法に関する障がいのある方々が企業に最も求めているのは、経営層の理解と強いコミットメントです。トップが率先して合理的配慮の推進や差別の防止に取り組むことで、以下のような良い影響が生まれます。

- サービスの品質向上
- 職場環境の改善
- 従業員の意識改革
- 事業活動全体のインクルーシブな視点の浸透



企業の競争力向上にもつながる

この法律への取り組みは、単なる法令遵守だけではありません。障がい者対応を企業間競争における優位性と捉え、企業価値の向上や新たな市場機会の創出につなげている企業も増えています。障がいのある方々への差別解消への取り組みは、企業の持続的な成長戦略にとっても極めて重要な要素となりつつあります。

- 『芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例』
<https://www.town.ashiya.lg.jp/site/fukushi/7297.html>



- 『障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府）』
<https://shougaisha-sabekai-shou.go.jp>



お問い合わせ

芦屋町役場 福祉課 障がい者・生活支援係

T E L 2 2 3 - 3 5 3 0

F A X 2 2 2 - 2 0 1 0

